

さいたま市告示一覧

（令和4年10月16日から
同月31日まで）

【目次】

- 第1526号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1527号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1528号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1529号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1530号 土地区画整理審議会委員選挙の当選人
【都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所】
- 第1531号 指定養育医療機関の変更
【保健福祉局保健所疾病予防対策課】
- 第1532号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1533号 指定自立支援医療機関の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1534号 指定自立支援医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1535号 指定自立支援医療機関の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1536号 指定自立支援医療機関の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1537号 身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1538号 指定自立支援医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1539号 身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1540号 指定自立支援医療機関の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1541号 指定自立支援医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1542号 指定自立支援医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1543号 入札の中止及び告示した事項の訂正
【財政局契約管理部契約課】

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- | | | |
|--------|-------------------------------|------------------------|
| 第1544号 | 徴収又は収納の事務の委託 | 【市民局市民生活部市民生活安全課】 |
| 第1545号 | 都市計画事業を施行する件 | 【建設局土木部道路計画課】 |
| 第1546号 | 都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧 | 【建設局土木部道路計画課】 |
| 第1547号 | 入札の中止 | 【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】 |
| 第1548号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1549号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】 |
| 第1550号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1551号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1552号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1553号 | 入札の中止 | 【経済局商工観光部経済政策課】 |
| 第1554号 | 入札の中止 | 【経済局商工観光部経済政策課】 |
| 第1555号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1556号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第1557号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第1558号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第1559号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1560号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1561号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1562号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1563号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 第1564号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】 |
| 第1565号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第1566号 | 統計調査の実施 | 【都市局都市計画部交通政策課】 |
| 第1567号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】 |
| 第1568号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1569号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1570号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1571号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1572号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1573号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1574号 | 市道の路線の認定 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1575号 | 市道の路線の廃止又は変更 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1576号 | 道路の区域の決定又は変更 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1577号 | 道路の区域の決定又は変更 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1578号 | 道路の供用の開始又は廃止 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1579号 | 電線共同溝を整備すべき道路の指定 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1580号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1581号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1582号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局管理部教育財務課】 |
| 第1583号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局税務部市民税課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- 第1584号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
- 第1585号 公印の新調、改刻、又は廃止
【総務局総務部総務課】
- 第1587号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1588号 補正予算の公表
【財政局財政部財政課】
- 第1589号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1590号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1591号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1592号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1593号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1594号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1595号 市街地再開発組合の定款の変更
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1596号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1597号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1598号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1599号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1600号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1601号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1602号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- 第1603号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1604号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1605号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1606号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1607号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1608号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1609号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1610号 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認
【子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課】
- 第1611号 要綱の公布
【総務局総務部法務・コンプライアンス課】

さいたま市告示第1526号

さいたま市の発注する「歩道整備工事（市道G165号線外1路線）」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | |
|-----------|---|---|
| 契約整理番号 | 04-4456-31 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 工事名 | 歩道整備工事（市道G165号線外1路線） | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区大原2丁目地内外 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | |
| 概要 | 延長338m 道路土工一式 排水構造物工 水路工146m 側溝工4m 集水柵工1基 構造物撤去工一式 舗装工 車道舗装工1637㎡ 歩道舗装工178㎡ 縁石工78m 区画線工一式 道路付属施設工一式 | |
| 予定価格（税込） | 33,858,000円 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後1時50分 | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、見沼区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|--|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4487-29 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 谷田排水区下水道工事（南建-R4-2003） | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市浦和区大東1丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年5月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 延長75.0m 管きょ工 開削（φ800、強化プラスチック複合管）75.0m マンホール工 組立2号マンホール2箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | |
|-----------|---|---|
| | | 日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | |
| 契約整理番号 | 04-4356-101 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 工事名 | 岩023外8橋補修工事 | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字小溝地内外 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | |
| 概要 | 構造物補修工9橋 断面修復工9構造物 ひびわれ補修工（低圧注入工法）4構造物（充てん工法）1構造物 表層工77㎡ 防護柵補修工8m 仮設工3橋 | |
| 予定価格（税込） | 22,451,000円 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時10分 | |
| 参加資格 | 名簿登録業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登録された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4365-107 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | スマイルロード整備工事（R4市道1011号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区大字鹿室地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長550.9m 幅員2.6~3.1m 道路土工一式 舗装工 表層工（再生密粒度As-13、t=5cm）1710㎡ 路盤工（RC-40、t=15cm）1710㎡ | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-3385-5 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 大宮駅西口第四地区道路整備工事（R4-2） | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市大宮区桜木町1丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 道路整備工事 車道舗装890㎡ 歩道舗装325.8㎡ 歩車道境界ブロック 305.6m 集水ます13箇所 区画線工一式 撤去工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| | 証金 | | 証金 | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区錦町682番地2 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所 電話 048-778-8462 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-3283-10 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区6-1号線外3路線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字中尾地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長256m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300）183m 横断側溝（勾配対応型）（300×355）5m ボックス暗渠（300×240）3m プレキャスト集水桝一式 構造物撤去工一式 舗装工（車道） 不陸整正405㎡ 下層路盤672㎡ 上層路盤667㎡ 表層1207㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 工事担当課 | さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1 さいたま市都市局まちづくり推進部東浦和まちづくり事務所 電話 048-873-4201 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4456-32 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 水辺公園橋架換工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区内谷7丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 既設上部工撤去一式 上部工製作・架設一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 85,008,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-3382-3 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 市道20035号線道路整備工事（R04） | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 工事場所 | さいたま市大宮区仲町1丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長145m 幅員5m 道路土工一式 舗装工 インターロッキングブロック舗装 513㎡ 排水構造物工 L型側溝260m 縁石工12m 区画線工16m 道路付属施設工一式 構造物撤去工一式 付帯工一式 管きょ工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 61,468,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所 電話 048-646-3290 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-1746-6 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 大原スポーツ広場排水施設改良工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区大原3丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 公園土工一式 排水施設工一式 集水桝5基 浸透側溝509m ボックスカルバート16m 暗渠集水管1506m 付帯工一式 撤去工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時10分 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課 電話 048-829-1729 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1527号

さいたま市の発注する「岩槻中央通り線市宿工区舗装工事（R4）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
- イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
- ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
- エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
- オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
- カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
- キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
- ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
- コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
- サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
- シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
- ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
- セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
- ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
- タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内

訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | |
|--------|--|
| 契約整理番号 | 04-4359-20 |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式） |
| 参加形態 | 単体企業 |
| 工事名 | 岩槻中央通り線市宿工区舗装工事（R4） |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区本町1丁目地内外 |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで |
| 概要 | 延長557m 歩道舗装工 特殊ブロック舗装（誘導ブロック）12㎡（平板ブロック）102㎡ 車道舗装工（夜間） 排水性舗装（表層）4510㎡ 路面切削4510㎡ 区画線工一式 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（岩槻中央通り線市宿工区舗装工事（R4））.pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1528号

さいたま市の発注する「箕輪地内排水路整備工事（北河R4）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした

入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

※ 以下の公告により実施いたします

| | | |
|-----------|--|---|
| 契約整理番号 | 04-4368-22 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 工事名 | 箕輪地内排水路整備工事（北河R4） | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字箕輪地内 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | |
| 概要 | 延長101.4m U型水路工（U300×300）57.9m 長尺U字溝工（U300×300）30.8m（U300×450）12.7m 付帯工一式 仮設工一式 | |
| 予定価格（税込） | 7,601,000円 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後2時30分 | |
| 資格 参加 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| | | と。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第1529号

さいたま市の発注する「下水道事業地質調査業務（南建-R4-351）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書

比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

| | | |
|-----------|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4487-28 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 業務名 | 下水道事業地質調査業務（南建-R4-351） | |
| 業務場所 | さいたま市緑区宮本2丁目地内外 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月17日まで | |
| 概要 | 地質調査 延長55m 力学試験一式 物理試験一式 土壌分析 延長29.7m 含有量試験（9項目）一式 溶出試験（28項目）一式 | |
| 予定価格（税込） | 12,716,000円 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月28日（金）午前9時から 令和4年10月31日（月）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月1日（火）午後1時40分 | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 地質調査 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 |
| | 登録部門 | — |
| | 業務実績等 | 本公告日において、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けていること。 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 業務実績等に規定する、地質調査業者登録を証明する書類の写し |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月17日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月27日（木） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第1530号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定により令和4年10月16日に実施予定であった、さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、宅地所有者が選挙すべき委員の届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により次の候補者をもって当選人と定め、同条第5項の規定により告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 宅地の所有者が選挙する委員の当選人

| 氏 名 | 住 所 | |
|------|------|--|
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |
| (省略) | (省略) | |

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048(790)0234

さいたま市告示第1531号

母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第20条第5項に規定する指定養育医療機関から、母子保健法施行規則第12条第1項第1号に基づく変更の届出があったため、さいたま市母子保健法施行規則第12条第1項の規定により告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 病院又は診療所の名称

名称 さいたま赤十字病院

2 変更した事項

開設者氏名

（変更前）日本赤十字社 社長 大塚 義治

（変更後）日本赤十字社 社長 清家 篤

3 変更年月日

令和4年7月1日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健所疾病予防対策課特定医療給付係

(2) 電話 048（840）2219

さいたま市告示第1532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字塚本字東耕地51番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
ふじみ野市苗間635番地17
株式会社フジミノ建設 代表取締役 萩原 勇
- 3 許可番号
令和4年6月13日
第 開 - S 2 0 2 2 0 1 5 号
- 4 検査済証番号
令和4年10月14日
第 完 - S 2 0 2 2 0 1 5 号

さいたま市告示第1533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1537号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師
別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1539号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1540号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第64条の規定に基づき、指定医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1543号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年9月26日さいたま市告示第1425号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年9月26日さいたま市告示第1425号を次のとおり変更する。

令和4年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 04-4487-26
- イ 工事名 大谷口排水区下水道工事（南建-R4-2004）
- ウ 工事場所 さいたま市南区大字大谷口地内
- エ 中止理由 設計図書に見直しの必要が生じたため。

2 変更する一般競争入札及び変更箇所

- (1) ア 契約整理番号 04-4459-16
- イ 工事名 産業道路原山工区雨水貯留施設整備工事（R4）（2債）
- ウ 工事場所 さいたま市緑区太田窪3丁目地内
- エ 変更内容

(ア)変更前

| | |
|-----|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 |
|-----|---|

(イ)変更後

| | |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 |
|-----|--|

(2) ア 別表

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

イ 変更内容

(ア)変更前

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 道場三室線2工区街路整備工事（R4-2）（2債） イ 大谷口排水区下水道工事（南建-R4-2004） ウ 産業道路原山工区雨水貯留施設整備工事（R4）（2債） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

(イ)変更後

| | |
|------|--|
| 対象工事 | ア 道場三室線2工区街路整備工事（R4-2）（2債） イ 産業道路原山工区雨水貯留施設整備工事（R4）（2債） |
| 概要 | 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。 |

さいたま市告示第1544号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、2023年版（令和5年版）市民手帳の有償頒布業務の代金収納事務を委託したので、さいたま市会計規則第37条第2項の規定により告示する。

令和4年10月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

所在地 さいたま市大宮区宮町1丁目18番地
名 称 株式会社押田謙文堂 本店

所在地 さいたま市浦和区東高砂町11-1 浦和パルコ5階
名 称 株式会社紀伊國屋書店 浦和パルコ店

所在地 さいたま市大宮区吉敷町4丁目267-2 コクーンシティ コクーン1 1階
名 称 株式会社紀伊國屋書店 さいたま新都心店

所在地 さいたま市大宮区桜木町1丁目6番地2 そごう大宮店 8階
名 称 株式会社三省堂書店 大宮店

所在地 さいたま市中央区上落合2丁目3番5号 アルーサB館
名 称 株式会社書楽

所在地 さいたま市浦和区仲町2丁目3番20号
名 称 株式会社須原屋 本店

所在地 さいたま市浦和区高砂1丁目12番1号 CORSO 4階
名 称 株式会社須原屋 コルソ店

所在地 さいたま市南区别所7丁目6番8-209号
名 称 株式会社須原屋 武蔵浦和店

所在地 さいたま市南区别所7丁目12番1号
名 称 株式会社須原屋 ビーンズ武蔵浦和店

所在地 さいたま市見沼区島町393番地 ハレノテラスD棟
名 称 株式会社精文館書店 TSUTAYAハレノテラス東大宮店

所在地 さいたま市大宮区錦町630番地 JR東日本 大宮駅構内
名 称 株式会社リブロプラス リブロecute 大宮店

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

2 委託事務

「2023年版（令和5年版）市民手帳」の頒布に係る売払代金の収納事務

3 委託期間

令和4年11月1日から令和4年12月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所市民局市民生活部市民生活安全課総務係
- (2) 電話 048（829）1214

さいたま市告示第1545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月18日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・2・81号三橋中央通線

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内

(2) 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内

さいたま市告示第1546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月18日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・2・81号三橋中央通線

2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第1547号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年10月14日さいたま市告示第1521号において告示した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により告示する。

令和4年10月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止した一般競争入札

- (1) ア 件名 さいたま市立指扇小学校校舎改築工事に伴う地質調査業務
- イ 履行場所 さいたま市西区西大宮1丁目49番地6号
- ウ 中止理由 仕様書の表示誤りのため

さいたま市告示第1548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字徳力字東
750番2、同番3、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
- 3 許可番号
令和4年9月21日
第変-N2021194号
- 4 検査済証番号
令和4年10月18日
第完-N2021194号

さいたま市告示第1549号

さいたま市立指扇小学校校舎改築工事に伴う地質調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立指扇小学校校舎改築工事に伴う地質調査業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮1丁目49番地6

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「地質調査」で登載され、かつ、市内に本店を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 本入札の告示日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。

(7) 平成24年度以降、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体において、同種同業務を契約

し、誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092570.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月4日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年11月9日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先
3(1)アに同じ

イ 受付期間
3(2)に同じ

ウ 提出方法
4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所
3(1)アに同じ

イ 公表日時
5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質疑応答書の提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時
令和4年11月16日（水）午前9時00分

イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館第1会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時
令和4年11月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができ
る。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲
内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った
者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじ
を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定
に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて
閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第1550号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字南中野字新田1143番3
- (2) 指定の年月日 令和4年10月19日
- (3) 指定の番号 第北22-018号
- (4) 道路の幅員 5.00m
- (5) 道路の延長 19.20m

さいたま市告示第1551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字本村1016番1、字上サ1562番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年9月22日

第変 - N2021191号

4 検査済証番号

令和4年10月18日

第完 - N2021191号

さいたま市告示第1552号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年10月25日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|------------|----|-------|----|----|----|------------|-----------|-----------|
| 10月 15日 | 猫 | 北区日進町 | 雑種 | メス | サビ | 3~4ヶ 月齢 | 無 | 負傷動物 |
| 10月 18日 | 犬 | 岩槻区末田 | 雑種 | メス | 白 | 3~6歳 | 有 | 革製赤（茶に変色） |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1553号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき令和4年9月28日さいたま市告示第1439号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
件名 さいたま市産業振興会館 外1施設で使用する電気
- 2 中止とした理由
入札参加者がいないため。

さいたま市告示第1554号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき令和4年9月28日さいたま市告示第1440号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和4年10月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
件名 北浦和インフォメーションセンター 外2施設で使用する電気
- 2 中止とした理由
入札参加者がいないため。

さいたま市告示第1555号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状
- ・ 軽自動車税（種別割） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第1556号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

- ・市県民税 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・軽自動車税 督促状
- ・国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1557号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

差押書

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1558号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

- ・差押調書(謄本)

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1559号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局北部市税事務所納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区大戸六丁目849番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年9月27日
第 変 - S 2 0 2 1 0 6 3 号
- 4 検査済証番号
令和4年10月19日
第 完 - S 2 0 2 1 0 6 3 号

さいたま市告示第1561号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年10月25日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|------------|----|------|----|----|----|------------|-----------|------|
| 10月 19日 | 猫 | 北区見沼 | 雑種 | オス | 茶白 | 1~2 ヶ月齢 | 無 | 負傷動物 |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字高木2072番1、2072番4、2073番1、2073番3、
2074番3、2074番4、2075番1、2075番3、2076番1、2076番3、
2077番1、2078番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境2丁目2番2号

株式会社 飯田産業

代表取締役 築地 重彦

3 許可番号

令和4年9月30日

第変-N2022035号

4 検査済証番号

令和4年10月19日

第完-N2022035号

さいたま市告示第1563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区奈良町48番10、48番50、48番51、48番52、48番53、
48番54、48番55、48番56、48番57、48番58、48番59

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

株式会社 東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和4年8月18日

第変-N2022033号

4 検査済証番号

令和4年10月19日

第完-N2022033号

さいたま市告示第1564号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年10月14日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計96台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2022/10/03 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警18-8273720 | STQIA17026 | | |
| 2022/10/03 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警21-214747316 | SVI324712 | | |
| 2022/10/03 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警10-0512951 | T9L01606 | | |
| 2022/10/03 | 西浦和駅 | 不明 | A20AH18447 | | |
| 2022/10/03 | 西浦和駅 | 埼玉県警20-203451202 | STTDF23391 | | |
| 2022/10/03 | 西浦和駅 | 新潟県警52077784 | STRJF25166 | | |
| 2022/10/04 | 東浦和駅 | 不明 | J09981202 | | |
| 2022/10/04 | 南浦和駅西口 | 不明 | XY151205204 | | |
| 2022/10/06 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警12-2215730 | S2A39295 | | |
| 2022/10/06 | 南浦和駅西口 | 田無M-41526 | PMH7100189 | | |
| 2022/10/11 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警11-1606682 | SLE070826 | | |
| 2022/10/13 | 南浦和駅東口 | 港北13-0552136 | V180910053 | | |
| 2022/10/13 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警16-6016082 | T16FF217 | | |
| 2022/10/13 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警17-7324558 | B7D82617 | | |
| 2022/10/14 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警19-194374070 | B9A61006 | | |
| 2022/10/14 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警19-194385544 | V190901702 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/03 | 大宮駅東口 | 埼玉県警18-8364495 | T37AG521 | | |
| 2022/10/03 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-204547653 | STTFF02070 | | |
| 2022/10/03 | 大宮駅西口 | 不明 | G211106747 | | |
| 2022/10/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警17-7404932 | S70037340 | | |
| 2022/10/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警08-8523874 | 不明 | | |
| 2022/10/03 | 宮原駅東口 | 埼玉県警22-221685733 | A22AB31265 | | |
| 2022/10/03 | 北大宮駅 | 埼玉県警19-191392159 | STA018628 | | |
| 2022/10/03 | 北大宮駅 | 埼玉県警21-214308495 | STUEF15693 | | |
| 2022/10/03 | 新都心駅東口 | 不明 | G160401552 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅東口 | 千葉県警239794 | H0SJ04910 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-212905364 | ZXL2090481 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅東口 | 不明 | J082312 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅東口 | 宮城03031803 | SD18117693 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅西口 | 埼玉県警21-212620726 | A21AC57116 | | |
| 2022/10/04 | 大宮駅西口 | 埼玉県警18-8462400 | S6801691 | | |
| 2022/10/04 | 東大宮駅東口 | 鶴見0302934 | E8L10374 | | |
| 2022/10/04 | 東大宮駅東口 | 埼玉県警19-194582579 | STE047923 | | |
| 2022/10/04 | 指扇駅 | 不明 | C18SF433 | | |
| 2022/10/06 | 大宮駅東口 | 埼玉県警06-6547220 | B6F12304 | | |
| 2022/10/06 | 大宮駅東口 | 埼玉県警18-8222775 | STQGF12367 | | |
| 2022/10/06 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-201677939 | G200209676 | | |
| 2022/10/06 | 大宮駅西口 | 不明 | K0D06099 | | |
| 2022/10/07 | 宮原駅西口 | 埼玉県警19-193244300 | A19PC00470 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-214231557 | F21529093 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-204979537 | STTHF47895 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅西口 | 埼玉県警15-5257167 | S5A19998 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2022/10/11 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-194020198 | V190414051 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅西口 | 浅草B-61280 | GC7I00416 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-222386977 | A22AHX1021 | | |
| 2022/10/11 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-223824269 | STUEF09971 | | |
| 2022/10/11 | 宮原駅東口 | 埼玉県警22-222896061 | G140808369 | | |
| 2022/10/11 | 宮原駅東口 | 埼玉県警18-8147496 | T17F00984 | | |
| 2022/10/11 | 東大宮駅東口 | 埼玉県警18-8117216 | CBCC4241 | | |
| 2022/10/13 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-210513787 | X20C0045 | | |
| 2022/10/13 | 大宮駅西口 | 埼玉県警14-4456431 | S0E034650 | | |
| 2022/10/13 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-192189470 | SVSL06065 | | |
| 2022/10/13 | 大宮駅西口 | 不明 | 不明 | | |
| 2022/10/13 | 宮原駅東口 | 埼玉県警19-193782566 | H9H63862 | | |
| 2022/10/14 | 大宮駅西口 | 不明 | H1SJ00687 | | |
| 2022/10/14 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-202588247 | GZ9L12625 | | |
| 2022/10/14 | 宮原駅東口 | 不明 | C1B6598003S | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|--------------|----|----|
| 2022/10/03 | 浦和駅西口 | 茨城県警察D-858223 | ACG216001247 | | |
| 2022/10/03 | 北浦和駅西口 | 高島平E-17372 | SVL001054 | | |
| 2022/10/03 | 中浦和駅 | 埼玉県警22-220554899 | T20H0656 | | |
| 2022/10/03 | 与野本町駅 | 埼玉県警22-220614328 | F21471163 | | |
| 2022/10/03 | 南与野駅 | 埼玉県警21-211892919 | SUF006663 | | |
| 2022/10/03 | 南与野駅 | 埼玉県警19-192130379 | STQGA29052 | | |
| 2022/10/04 | 浦和駅東口 | 埼玉県警17-7155421 | K1E02752 | | |
| 2022/10/04 | 浦和駅東口 | 埼玉県警11-1076096 | SKC07083 | | |
| 2022/10/04 | 浦和駅西口 | 埼玉県警18-8323635 | T33BG082 | | |
| 2022/10/04 | 浦和駅西口 | 埼玉県警22-220652416 | XL20112200 | | |
| 2022/10/04 | 浦和駅西口 | 埼玉県警19-193297544 | STF330652 | | |
| 2022/10/04 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警17-7012404 | A16AL42802 | | |
| 2022/10/04 | 与野駅西口 | 埼玉県警20-203863080 | P191202918 | | |
| 2022/10/06 | 与野駅東口 | 埼玉県警21-211067098 | SUJ067393 | | |
| 2022/10/06 | 与野駅東口 | 千葉県警ホ-156987 | GC4I03873 | | |
| 2022/10/06 | 与野本町駅 | 埼玉県警17-7505106 | GF6A61361 | | |
| 2022/10/06 | 与野本町駅 | 埼玉県警21-214301768 | STTCY32087 | | |
| 2022/10/07 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警22-221065867 | STRIY00780 | | |
| 2022/10/07 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警12-2018217 | GF1L66599 | | |
| 2022/10/07 | 与野駅東口 | 埼玉県警20-200179064 | JHAX812975 | | |
| 2022/10/07 | 与野駅東口 | 埼玉県警17-7296856 | T86DG841 | | |
| 2022/10/07 | 与野駅西口 | 埼玉県警19-190169243 | SSK334404 | | |
| 2022/10/07 | 北与野駅 | 埼玉県警17-7193359 | SB691899 | | |
| 2022/10/11 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警18-8361619 | H8G29911 | | |
| 2022/10/11 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警18-8015619 | S7I046584 | | |
| 2022/10/11 | 与野駅東口 | 小金井H-58848 | FN6A02539 | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/11 | 与野駅東口 | | F20H14115 | | |
| 2022/10/11 | 与野駅東口 | 埼玉県警22-221086155 | SB014114 | | |
| 2022/10/11 | 与野駅東口 | 埼玉県警16-6321914 | Y16D002466 | | |
| 2022/10/13 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-213912240 | SVC00616 | | |
| 2022/10/13 | 浦和駅西口 | 埼玉県警17-7263843 | SV6J00207 | | |
| 2022/10/13 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警18-8356030 | SSE371459 | | |
| 2022/10/13 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警18-8306171 | A18AA42357 | | |
| 2022/10/14 | 浦和駅東口 | 埼玉県警18-8166767 | S7L261056 | | |
| 2022/10/14 | 浦和駅西口 | 埼玉県警21-214425076 | 6YC7951 | | |
| 2022/10/14 | 浦和駅西口 | 埼玉県警14-4499675 | A14PH12593 | | |
| 2022/10/14 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警20-201430615 | YJ90101145 | | |

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/03 | 岩槻駅 | 日野35669 | A19PL09513 | | |
| 2022/10/13 | 岩槻駅 | 埼玉県警20-201021413 | K3FK01327 | | |

合計: 96台

さいたま市告示第1565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区栄和三丁目881番8
- (2) 指定の年月日 令和4年10月21日
- (3) 指定の番号 第南22-017号
- (4) 道路の幅員 4.01m
- (5) 道路の延長 25.06m

さいたま市告示第1566号

さいたま市統計調査条例（平成13年5月1日さいたま市条例第16号）第2条第1項第2号に規定するさいたま市東京都市圏物資流動調査（事前調査）を次のとおり実施するので、同条例第3条の規定により告示する。

令和4年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 調査に付する事項

(1) 件名

さいたま市東京都市圏物資流動調査（事前調査）

(2) 目的

令和5年度に予定している第6回東京都市圏物資流動調査（本調査）の回収率などを事前に想定するため、本調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式での東京都市圏物資流動調査（事前調査）を実施することで、各地域・各業種での回収率及び回答の状況を確認し、本調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする

(3) 地域的範囲

さいたま市全域

(4) 属性的範囲

事業所

(5) 選定方法

事業所母集団データベース令和2年次フレームを母集団情報として用い、地域的範囲に所在する事業所から無作為抽出により選定

(6) 期日又は期間

令和4年10月31日～12月9日（調査実施期間中の任意の1日）

(7) 報告事項

事業所機能調査票、企業アンケート調査票

(8) 調査方法

郵送調査、オンライン調査

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部交通政策課企画調整係

(2) 電話 048（829）1053

さいたま市告示第1567号

さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（見沼区南部圏域）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（見沼区南部圏域）

(2) 履行場所

さいたま市見沼区外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、さいたま市から第1号通所事業又は介護予防通所リハビリテーションの指定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 地域支援係 電話 048（829）1257

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年11月8日（火）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年11月11日（金）午前9時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
電話 048(829)1257 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1568号

さいたま市の発注する「FD-17・FD-20排水路整備工事（南河R4）」ほか14件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較

価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査におい

て、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | |
|-----------|---|
| 契約整理番号 | 04-4468-13 |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） |
| 参加形態 | 単体企業 |
| 工事名 | FD-17・FD-20排水路整備工事（南河R4） |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字新宿地内 |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | 排水路整備 鉄筋コンクリート柵渠（400×400）106m（500×900）70m 管 布設（VUφ200）2m 集水柵（700×700×1100）1基（1100×1100×2300）1 基 付帯工一式 仮設工一式 |
| 予定価格（税込） | 事後公表 |
| 最低制限価格 | 設定する |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| | | 令和4年11月10日（木）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

| | |
|-----------|---|
| 契約整理番号 | 04-3289-9 |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） |
| 参加形態 | 単体企業 |
| 工事名 | 与野駅西口土地区画整理事業 区9-2号線歩道築造工事 |
| 工事場所 | さいたま市中央区大字下落合地内外 |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで |
| 概要 | 幅員9m 延長64m 道路土工一式 排水施設工100m 舗装工503㎡ 路側工131m 撤去工一式 付帯工一式 |
| 予定価格（税込） | 事後公表 |
| 最低制限価格 | 設定する |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後1時40分 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所 電話 048-840-6153 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

| | |
|-----------|---|
| 契約整理番号 | 04-4368-23 |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） |
| 参加形態 | 単体企業 |
| 工事名 | 柏崎排水路整備工事（北河R4） |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字横根地内 |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで |
| 概要 | U型水路布設工（U1600×2000）52.6m 付帯工一式 仮設工一式 |
| 予定価格（税込） | 40,909,000円 |
| 最低制限価格 | 設定する |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時20分 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-108 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道イワ115号線）その2 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字横根地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長165.0m 幅員6.1~6.4m 道路土工一式 排水構造物工 箱型自由勾配側溝（300、400型）180m 箱型自由勾配側溝土留型（400、1000、1200型）134m 集水柵（□500×深550、650、650（柵高1200））4基 舗装工 下層路盤（RC-40）203㎡ 上層路盤（RM-40、t=30cm）203㎡ 路面切削（切削厚t=5cm） 【夜間】21㎡ 切削オーバーレイ（切削深t=12cm、再生粗粒度As、t=7cm） 【夜間】1040㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm） 【夜間】1060㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月 1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4356-102 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 自転車通行環境整備工事（一般県道東門前蓮田線外3路線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区深作1丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長2480m 区画線設置1327m 区画線消去2117m 矢羽根（溶融噴射式カラー塗装工）568箇所 樹脂系すべり止め舗装工936㎡ 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4356-103 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 自転車通行環境整備工事（市道10067号線外3路線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区東大成町2丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長1503m 区画線設置3708m 区画線消去4729m 矢羽根（溶融噴射式カラー塗装工）86箇所（溶剤型ペイントカラー舗装工）182箇所 薄層カラー舗装工381㎡ 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4365-109 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道3501号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字笹久保新田地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長270m 幅員5.5～6.0m 舗装工 不陸整正（RM-40、平均t=4cm）2140㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2140㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4365-116 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R4主要地方道越谷岩槻線）その2 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻大字末田地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長176.0m 幅員3.2m~7.0m 舗装工 路面切削工（切削深さt=5cm）10㎡ 切削オーバーレイ工（切削深さt=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）763㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）773㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-115 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道イワ232号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字黒谷地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長 121.6m 幅員 5.2m~8.8m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）197m（深400）40m 切回し側溝（逃げ600）3箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）75㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）75㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）525㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4459-19 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道場三室線2工区街路整備工事（R4-1）（2債） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区西堀9丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和6年3月8日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長230m 幅員37.5m 道路土工一式 地盤改良工（セメント安定処理）2940㎡ 擁壁工39m 排水構造物工713m 安全施設工236m 縁石工316m 舗装工（車道部）3493㎡（歩道部）2266㎡ 区画線工1634m 電線共同溝 管路工（電力）2281m（通信）1974m プレキャストボックス工26基 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 252,362,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4387-40 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R4-1020） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字金重地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年8月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長994.1m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）923.2m 泥土圧推進（φ200、低耐荷力）70.9m マンホール工 組立1号マンホール10箇所 組立楕円マンホール25箇所 小型マンホール1箇所 組立1号マンホール（立坑）1箇所 取付管工 取付管126箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後1時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4387-41 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 芝川第10-3処理分区下水道工事（北建-R4-2002） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区大原6丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年6月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長149.8m 管きょ工 開削（φ400mm、硬質塩ビ管）83.1m（φ200mm、硬質塩ビ管）2.7m（φ300mm、圧送管）36.9m 鋼製さや管ボーリング推進（φ400mm）6.0m 管きょ更生工（既設管径φ1200mm）21.1m マンホール工 楕円マンホール1箇所 組立1号マンホール2箇所 ライナープレート内特殊2号マンホール1箇所 C _o 製矩形沈設マンホール（□1800×1200）1箇所 C _o 製ケーシング2号マンホール1箇所 取付管工8箇所 付帯工一式 マンホールポンプ1箇所 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 116,523,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-7253-2 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻区役所府内別館予防保全・新療育センター整備（電気設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年12月14日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視 カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式 構内配 電線路工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 209,660,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-7253-3 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻区役所府内別館予防保全・新療育センター整備（機械設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年12月14日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 180,290,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-9858-16 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 秋葉の森総合公園南工区バーベキューエリア基盤整備工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区大字中釘地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月27日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 工事面積 1.16ha 撤去工（伐採、伐竹、抜根）一式 敷地造成工一式 樹木養生工一式 柵工一式 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 100,100,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 造園工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局みどり公園推進部北部公園整備課 電話 048-646-3176 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第1569号

さいたま市の発注する「第1内田排水区下水道工事（北建-R4-2003）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までには3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌

日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4387-42 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 第1内田排水区下水道工事（北建-R4-2003） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大和田町1丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年6月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長280.5m 管きょ工 開削（φ700mm、鉄筋コンクリート管）165.7m（φ900mm、鉄筋コンクリート管）88.9m（φ1350mm、FRPM管）25.9m マンホール工 組立2号マンホール2箇所 組立矩形マンホール（1500×1500）1箇所（2200×2200）1箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後1時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（第1内田排水区下水道工事（北建-R4-2003））.pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第1570号

さいたま市の発注する「南部第3処理分区下水道工事（南建-R4-1008）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち

最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 南部第3処理分区下水道工事（南建-R4-1008） イ 準用河川油面川河床整備工事（南河R4）（2債） ウ 準用河川文蔵川更新工事（南河R4） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4487-30 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 南部第3処理分区下水道工事（南建-R4-1008） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字下山口新田地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年8月18日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長576.20m 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）474.10m 低耐荷力管推進（管径200mm、塩ビ管）85.30m マンホール工 組立楕円マンホール10箇所 組立1号マンホール5箇所 現場打ち2号マンホール1箇所 立坑工一式 取付管30箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時10分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4468-11 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 準用河川油面川河床整備工事（南河R4）（2債） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区桜田3丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年5月31日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 河床整備工事 延長561m 幅員5.1m 河川土工一式 護床工 布製型枠工2960㎡ 付属物設置工一式 構造物補修工1 構造物 構造物撤去工一式 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時20分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4468-12 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 準用河川文蔵川更新工事（南河R4） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区辻8丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長150m 鋼矢板補修工1039㎡ コンクリート補修工一式 付帯工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後2時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1571号

さいたま市の発注する「鴨川第22処理分区外下水道工事（北再-R4-3005）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較

価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 鴨川第22処理分区外下水道工事（北再-R4-3005） イ 南部処理区外下水道工事（北再-R4-3003） ウ スマイルロード整備工事（R4市道41309号線） エ スマイルロード整備工事（R4市道10551号線外） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4384-26 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第22処理分区外下水道工事（北再-R4-3005） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区桜木町2丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | 取付管きょ更生工48箇所 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月 1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4384-27 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 南部処理区外下水道工事（北再-R4-3003） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区大門町2丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | 取付管きょ更生工51箇所 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月 1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|--|-------------------------------------|
| | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|--|-------------------------------------|

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-110 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道41309号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区湯木町1丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長83m 幅員4.3m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300）112m L型長尺U形側溝（深300）49m 集水ます（□500、樹深550）2箇所 横断暗渠（300×240）6m 舗装工 下層路盤（RC-40、t=15cm）72㎡ 上層路盤（M-30、t=10cm）72㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）256㎡ | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後3時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|-------|--|

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-117 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道10551号線外） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区土呂町1丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長127.6m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）107m 切回し側溝（にげ600）3箇所 角型集水ます（深550）1箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）36㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）36㎡ 不陸整正（RM-40、平均t=4cm）669㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）669㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後4時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|-------|--|

さいたま市告示第1572号

さいたま市の発注する「排水路詳細設計業務（北河R4その2）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書

比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4368-24 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 排水路詳細設計業務（北河R4その2） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市岩槻区大字飯塚地内外 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | | | |
| 概要 | 管路施設実施設計業務0.27km 測量（現地測量・路線測量）一式 | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 11,506,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月2日（水）午前9時から 令和4年11月7日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月8日（火）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月10日（木）午後4時10分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント／河川 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「河川、砂防及び海岸部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月24日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月24日（月）午前9時から 令和4年11月1日（火）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月7日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第1573号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

参加差押通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(3) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(4) 電話 048（646）3043

さいたま市告示第1574号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、北区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、浦和区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

| 整理番号 | 路線名 | 起点終点 | 重要な経過地 |
|------|-----------------|---|--------|
| 1 | J 第 4 9 5 号 線 | さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目 430 番 12 地先 さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目 430 番 6 地先 | |
| 2 | L 第 1 3 6 4 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 3 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 25 地先 | |
| 3 | L 第 1 3 6 5 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2040 番 1 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2033 番 8 地先 | |
| 4 | L 第 1 3 6 6 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2038 番地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2038 番地先 | |
| 5 | L 第 1 3 6 7 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 7 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2029 番 1 地先 | |
| 6 | L 第 1 3 6 8 号 線 | さいたま市緑区大字中尾字不動谷 435 番 27 地先 さいたま市緑区大字中尾字不動谷 435 番 38 地先 | |
| 7 | 1 2 9 4 9 号 線 | さいたま市北区土呂町二丁目 99 番 26 地先 さいたま市北区土呂町二丁目 99 番 32 地先 | |
| 8 | 1 7 7 8 号 線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 7 地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 13 地先 | |
| 9 | 1 7 7 9 号 線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 7 地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 16 地先 | |

さいたま市告示第1575号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

| 整理番号 | 路線名 | 起点終点 | 重要な経過地 |
|------|---------|--|--------|
| 1 | L第298号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2038 番地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2029 番1 地先 | |
| 2 | L第299号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2035 番1 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2035 番4 地先 | |
| 3 | L第300号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2032 番1 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2032 番1 地先 | |

さいたま市告示第1576号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、北区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、浦和区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

| 路線名 | 区間 | 幅員(m) | 延長(m) |
|----------|---|-------|--------|
| J第495号線 | さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目430番12地先 さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目430番6地先 | 5.00 | 81.73 |
| L第1364号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿2036番3地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2036番25地先 | 6.00 | 90.63 |
| L第1365号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿2040番1地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2033番8地先 | 6.00 | 130.78 |
| L第1366号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿2038番地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2038番地先 | 1.82 | 20.44 |
| L第1367号線 | さいたま市緑区大字三室字東宿2036番7地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2029番1地先 | 1.82 | 59.54 |
| L第1368号線 | さいたま市緑区大字中尾字不動谷435番27地先 さいたま市緑区大字中尾字不動谷435番38地先 | 4.00 | 86.76 |
| 12949号線 | さいたま市北区土呂町二丁目99番26地先 さいたま市北区土呂町二丁目99番32地先 | 4.00 | 63.53 |
| 1778号線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地189番7地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地189番13地先 | 5.00 | 41.86 |
| 1779号線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地189番7地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地189番16地先 | 5.00 | 102.04 |

さいたま市告示第1577号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

| 路線名 | 区間 | 変更前 変更後 | 幅員 (m) | 延長(m) |
|---------|--------------------------|------------|-------------------|--------|
| 20623号線 | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷756番1地先 | 前 | 2.71 | 30.47 |
| | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷756番1地先 | | ~ | |
| | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷756番1地先 | 後 | 2.73 | 30.47 |
| | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷756番1地先 | | 5.96 ~ 6.37 | |
| 30112号線 | さいたま市北区榑引町二丁目120番1地先 | 前 | 3.83 | 67.89 |
| | さいたま市北区榑引町二丁目124番1地先 | | ~ | |
| | さいたま市北区榑引町二丁目120番1地先 | 後 | 3.85 | 67.89 |
| | さいたま市北区榑引町二丁目124番1地先 | | 6.00 | |
| 31401号線 | さいたま市西区大字高木字東浦1320番1地先 | 前 | 3.66 | 288.40 |
| | さいたま市西区大字高木字東浦1256番2地先 | | ~ | |
| | さいたま市西区大字高木字東浦1320番1地先 | 後 | 3.83 | 288.40 |
| | さいたま市西区大字高木字東浦1256番2地先 | | ~ 4.00 | |

さいたま市告示第1578号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、浦和区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

| 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|
| F 第 5 1 3 号 線 | さいたま市南区別所一丁目 1367 番 1 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市浦和区高砂二丁目 125 番 1 地先 | |
| J 第 4 9 5 号 線 | さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目 430 番 12 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目 430 番 6 地先 | |
| L 第 1 3 6 4 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 3 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 25 地先 | |
| L 第 1 3 6 5 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2040 番 1 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市緑区大字三室字東宿 2033 番 8 地先 | |
| L 第 1 3 6 6 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2038 番地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市緑区大字三室字東宿 2038 番地先 | |
| L 第 1 3 6 7 号 線 | さいたま市緑区大字三室字東宿 2036 番 7 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市緑区大字三室字東宿 2029 番 1 地先 | |
| L 第 1 3 6 8 号 線 | さいたま市緑区大字中尾字不動谷 435 番 27 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市緑区大字中尾字不動谷 435 番 38 地先 | |
| 1 2 9 4 9 号 線 | さいたま市北区土呂町二丁目 99 番 26 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市北区土呂町二丁目 99 番 32 地先 | |
| 2 0 6 2 3 号 線 | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷 7 5 6 番 1 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市見沼区大字南中丸字合野谷 7 5 6 番 1 地先 | |
| 3 0 1 1 2 号 線 | さいたま市北区榑引町二丁目 120 番 1 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| | さいたま市北区榑引町二丁目 124 番 1 地先 | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | |
|---------------|---|------------------|
| 3 1 4 0 1 号 線 | さいたま市西区大字高木字東浦 1320 番 1 地先 さいたま市西区大字高木字東浦 1256 番 2 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| 1 7 7 8 号 線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 7 地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 13 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |
| 1 7 7 9 号 線 | さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 7 地先 さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地 189 番 16 地先 | 令和 4 年 10 月 25 日 |

さいたま市告示第1579号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 指定の部分 |
|-------|---------|--|-------|
| 市道 | 20029号線 | さいたま市大宮区桜木町一丁目294番地先から さいたま市大宮区桜木町一丁目356番地先まで | 上り線 |

さいたま市告示第1580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺字新房238番1、239番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年2月21日
第開－N2021160号
- 4 検査済証番号
令和4年10月21日
第完－N2021160号

さいたま市告示第1581号

都市計画法（昭和43年法律第10号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したため、
令和4年10月26日

0号）第36条第3項の規定に
了したので公告する。

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字原前1161番4、1162番8、1163番1、1163番6、
1163番7、1163番8、1163番9、1163番10、1163番11、1163番12、
1163番13、1163番14、1163番15、1163番16、1163番17、1163番18、
1163番19、1163番20、1163番21、1163番22

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区沼影1丁目13番1号

ポラストウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

3 許可番号

令和4年6月21日

第 開 - S 2 0 2 2 0 2 2 号

4 検査済証番号

令和4年10月25日

第 完 - S 2 0 2 2 0 2 2 号

さいたま市告示第1582号

さいたま市立高砂小学校外155校ファクシミリ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立高砂小学校外155校ファクシミリ賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外155校

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万が一問題が発生した場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
担当 財務係 電話 048(829)1635

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月16日（水）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月22日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課

電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1583号

さいたま市個人住民税データエントリ業務（令和5年度課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市個人住民税データエントリ業務（令和5年度課税分）

(2) 履行場所

受託者作業所内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年12月9日から令和5年7月14日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「データ入力」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の告示日から過去2年以内に国又は地方公共団体と同種業務を受託し、当該業務において6月以内の期間に35万件以上の課税資料（確定申告書、源泉徴収票、給与支払報告書総括表、

給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書個人別明細書及び住民税申告書の合計）のデータエントリを誠実に履行した実績を有する者であること。なお、複数の契約の合算を可とする。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月28日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月2日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月2日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1584号

さいたま市青少年宇宙科学館で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市青少年宇宙科学館で使用する電気 449,000キロワット時

(2) 需要場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館

担当 管理係 電話 048（881）1515

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p067923.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月16日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年11月16日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0051 さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年12月2日（金）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年12月12日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月14日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市青少年宇宙科学館3階多目的教室1

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館

電話 048(881)1515 FAX 048(882)9702

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1585号

公印の新調及び改刻をしたので、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）第15条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 新調した公印の種類及び個数

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| (1) 健康増進課 | さいたま市現金取扱員領収印 | 1個 |
| (2) 住宅政策課 | さいたま市現金取扱員領収印 | 1個 |

2 新調した公印の印影

別紙のとおり（別紙省略）

3 使用開始年月日

令和4年11月4日

4 改刻した公印の種類及び個数

- | | | |
|------------------|--------------------|----|
| (1) 東部環境センター | さいたま市出納員領収印 | 1個 |
| (2) 北部建設事務所道路維持課 | さいたま市出納員領収印 | 1個 |
| (3) 北部建設事務所建築指導課 | さいたま市出納員領収印 | 1個 |
| (4) 七里支所 | さいたま市見沼区出納員領収印 | 1個 |
| (5) 福祉課 | さいたま市見沼区出納員領収印 | 1個 |
| (6) 暮らし応援室 | さいたま市緑区出納員領収印 | 1個 |
| (7) 高齢介護課 | さいたま市岩槻区出納員領収印 | 1個 |
| (8) 植竹公民館 | さいたま市現金取扱員領収印 | 1個 |
| (9) 日進支所 | さいたま市北区現金取扱員領収印 5 | 1個 |
| (10) 大宮駅支所 | さいたま市大宮区現金取扱員領収印 7 | 1個 |
| (11) 七里支所 | さいたま市見沼区現金取扱員領収印 1 | 1個 |
| (12) 土合支所 | さいたま市桜区現金取扱員領収印 1 | 1個 |
| (13) 北浦和駅市民の窓口 | さいたま市浦和区現金取扱員領収印 3 | 1個 |
| (14) 暮らし応援室 | さいたま市緑区現金取扱員領収印 1 | 1個 |
| (15) 総務課 | さいたま市緑区現金取扱員領収印 | 1個 |

5 改刻した公印の印影

別紙のとおり（別紙省略）

6 使用開始年月日

令和4年11月4日

さいたま市告示第1587号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区中島二丁目204番1
- (2) 指定の年月日 令和4年10月27日
- (3) 指定の番号 第南22-018号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.99m

さいたま市告示第1588号

令和4年さいたま市議会9月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）
- 3 令和4年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和4年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和4年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和4年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第115号

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,266,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ668,414,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|------------|-------------|
| 18 国庫支出金 | | 141,331,486 | 887,269 | 142,218,755 |
| | 1 国庫負担金 | 98,963,327 | 619,152 | 99,582,479 |
| | 2 国庫補助金 | 42,003,331 | 268,117 | 42,271,448 |
| 19 県支出金 | | 32,900,712 | 114,625 | 33,015,337 |
| | 2 県補助金 | 6,088,121 | 114,625 | 6,202,746 |
| 22 繰入金 | | 21,257,765 | 7,025,496 | 28,283,261 |
| | 1 基金繰入金 | 21,257,765 | 7,025,496 | 28,283,261 |
| 23 繰越金 | | 1 | 7,327,757 | 7,327,758 |
| | 1 繰越金 | 1 | 7,327,757 | 7,327,758 |
| 25 市債 | | 60,482,500 | △88,700 | 60,393,800 |
| | 1 市債 | 60,482,500 | △88,700 | 60,393,800 |
| 歳入合計 | | 653,147,922 | 15,266,447 | 668,414,369 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 2 総務費 | | 53,406,452 | 7,464,160 | 60,870,612 |
| | 1 総務管理費 | 31,597,947 | 7,432,197 | 39,030,144 |
| | 2 企画費 | 7,747,252 | 3,613 | 7,750,865 |
| | 4 戸籍住民基本台帳費 | 3,637,485 | 2,346 | 3,639,831 |
| | 5 区政振興費 | 4,248,341 | 26,004 | 4,274,345 |
| 3 民生費 | | 236,014,928 | 3,758,513 | 239,773,441 |
| | 1 社会福祉費 | 3,461,649 | 2,951,455 | 6,413,104 |
| | 2 障害者福祉費 | 45,429,611 | 357,875 | 45,787,486 |
| | 4 児童福祉費 | 103,362,278 | 292,528 | 103,654,806 |
| | 5 生活保護費 | 36,672,288 | 156,655 | 36,828,943 |
| 4 衛生費 | | 77,231,350 | 3,916,110 | 81,147,460 |
| | 1 保健衛生費 | 49,315,406 | 3,842,807 | 53,158,213 |
| | 2 清掃費 | 23,091,212 | 73,303 | 23,164,515 |
| 6 農林水産業費 | | 2,087,591 | 82,006 | 2,169,597 |
| | 1 農業費 | 1,943,775 | 82,006 | 2,025,781 |
| 8 土木費 | | 72,057,821 | 6,784 | 72,064,605 |
| | 4 都市計画費 | 21,989,165 | 6,784 | 21,995,949 |
| 9 消防費 | | 17,545,825 | 32,970 | 17,578,795 |
| | 1 消防費 | 17,545,825 | 32,970 | 17,578,795 |
| 10 教育費 | | 98,548,350 | 5,904 | 98,554,254 |
| | 6 社会教育費 | 9,091,735 | 5,904 | 9,097,639 |
| 歳 出 合 計 | | 653,147,922 | 15,266,447 | 668,414,369 |

第2表

継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|-------|---------|-------------------|---------|----|---------|---------|----|---------|
| | | | 総 額 | 年度 | 年 割 額 | 総 額 | 年度 | 年 割 額 |
| 3 民生費 | 4 児童福祉費 | 岩槻本町保育園 建替工事事業 | 485,925 | 4 | 144,075 | 485,925 | 4 | 12,965 |
| | | | | 5 | 341,850 | | 5 | 420,409 |
| | | | | 6 | — | | 6 | 52,551 |

第3表

債務負担行為補正

| 追 加 | | (単位 千円) | |
|-----------------------------|--------------------|---------|---------|
| 事 項 | 期 間 | 限 度 | 額 |
| さいたま国際芸術祭開催事業 | 令和4年度から 令和5年度まで | | 445,333 |
| 岩槻本町保育園仮設園舎賃借料（追加分） | 令和4年度から 令和6年度まで | | 2,335 |
| （仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園整備事業負担金 | 令和4年度から 令和7年度まで | | 290,280 |

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|------------|-----------|------------|--|---|-----------|-----------|-----|-----------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 児童福祉施設整備事業 | 1,599,200 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 | 1,510,500 | (補正前に同じ。) | | |

議案第143号

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,927,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,341,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年10月20日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 18 国庫支出金 | | 142,218,755 | 9,624,326 | 151,843,081 |
| | 2 国庫補助金 | 42,271,448 | 9,624,326 | 51,895,774 |
| 22 繰入金 | | 28,283,261 | 302,746 | 28,586,007 |
| | 1 基金繰入金 | 28,283,261 | 302,746 | 28,586,007 |
| 歳入合計 | | 668,414,369 | 9,927,072 | 678,341,441 |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 3 民生費 | | 239,773,441 | 9,427,072 | 249,200,513 |
| | 1 社会福祉費 | 6,413,104 | 7,030,729 | 13,443,833 |
| | 4 児童福祉費 | 103,654,806 | 2,396,343 | 106,051,149 |
| 7 商工費 | | 40,024,865 | 500,000 | 40,524,865 |
| | 1 商工費 | 40,024,865 | 500,000 | 40,524,865 |
| 歳出合計 | | 668,414,369 | 9,927,072 | 678,341,441 |

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|---------|------------------|--------|
| 3 民生費 | 4 児童福祉費 | 子育て世帯への特別給付金給付事業 | 11,973 |

議案第116号

令和4年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

令和4年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,098,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
| 5 繰入金 | | 8,302,445 | 73,848 | 8,376,293 |
| | 2 基金繰入金 | 929,176 | 73,848 | 1,003,024 |
| 6 繰越金 | | 1 | 359,635 | 359,636 |
| | 1 繰越金 | 1 | 359,635 | 359,636 |
| 歳入合計 | | 102,665,496 | 433,483 | 103,098,979 |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------|------------------|-------------|----------|-------------|
| 3 国民健康保険事業 費納付金 | | 30,719,300 | 3 | 30,719,303 |
| | 1 医療給付費分 | 20,401,393 | 345,000 | 20,746,393 |
| | 2 後期高齢者支援金 等分 | 7,090,420 | △112,324 | 6,978,096 |
| | 3 介護納付金分 | 3,227,487 | △232,673 | 2,994,814 |
| 5 基金積立金 | | 941 | 359,635 | 360,576 |
| | 1 基金積立金 | 941 | 359,635 | 360,576 |
| 6 諸支出金 | | 188,303 | 73,845 | 262,148 |
| | 1 償還金及び還付加 算金 | 188,302 | 73,845 | 262,147 |
| 歳出合計 | | 102,665,496 | 433,483 | 103,098,979 |

議案第117号

令和4年度さいたま市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,323,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,459,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|------------|-----------|-------------|
| 6 繰入金 | | 15,956,839 | 1,205,711 | 17,162,550 |
| | 2 基金繰入金 | 642,085 | 1,205,711 | 1,847,796 |
| 7 繰越金 | | 1 | 2,117,478 | 2,117,479 |
| | 1 繰越金 | 1 | 2,117,478 | 2,117,479 |
| 歳 入 合 計 | | 97,136,000 | 3,323,189 | 100,459,189 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|--------------|------------|-----------|-------------|
| 4 基金積立金 | | 2,212 | 2,117,478 | 2,119,690 |
| | 1 基金積立金 | 2,212 | 2,117,478 | 2,119,690 |
| 6 諸支出金 | | 33,372 | 1,205,711 | 1,239,083 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 33,371 | 1,205,711 | 1,239,082 |
| 歳 出 合 計 | | 97,136,000 | 3,323,189 | 100,459,189 |

議案第118号

令和4年度さいたま市食肉中央卸売市場及び
と畜場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 2 繰入金 | | 249,694 | 30,935 | 280,629 |
| | 1 一般会計繰入金 | 249,694 | 30,935 | 280,629 |
| 歳 入 合 計 | | 689,000 | 30,935 | 719,935 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------|---------|--------|---------|
| 1 食肉市場費 | | 445,485 | 9,367 | 454,852 |
| | 1 事業費 | 445,485 | 9,367 | 454,852 |
| 2 と畜場費 | | 242,214 | 21,568 | 263,782 |
| | 1 事業費 | 242,214 | 21,568 | 263,782 |
| 歳 出 合 計 | | 689,000 | 30,935 | 719,935 |

令和4年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度さいたま市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度さいたま市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 区 分 | 既 決 予 定 量 | 補 正 予 定 量 | 計 |
|-----------------------------|------------|-----------|------------|
| (4) 主要な建設改良事業 施設整備事業 事業費 | 12,404,296 | △ 63,849 | 12,340,447 |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,197,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,651,505千円、過年度分損益勘定留保資金 996,937千円、当年度分損益勘定留保資金 7,878,031千円、繰越利益剰余金処分額 2,670,627千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

| 科 目 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 第1款 資本的支出 | 20,618,347 | △ 63,849 | 20,554,498 |
| 第1項 建設改良費 | 15,980,920 | △ 63,849 | 15,917,071 |

（継続費）

第4条 継続費を次のとおり改める。

（単位 千円）

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | | | 補正後 | | |
|---------|---------|---------------------|-----------|----|---------|-----------|----|-----------|
| | | | 総額 | 年度 | 年割額 | 総額 | 年度 | 年割額 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 北部配水場更新事業 (電気設備) | 1,628,682 | 4 | 81,433 | 1,928,196 | 4 | 38,564 |
| | | | | 5 | 977,207 | | 5 | 1,349,737 |
| | | | | 6 | 570,042 | | 6 | 482,049 |
| | | | | — | — | | 7 | 57,846 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 北部配水場更新事業 (機械設備) | 789,294 | 4 | 39,468 | 924,357 | 4 | 18,488 |
| | | | | 5 | 473,572 | | 5 | 647,049 |
| | | | | 6 | 276,254 | | 6 | 231,089 |
| | | | | — | — | | 7 | 27,731 |

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第11条本文中「繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 2,307,521 千円」を「繰越利益剰余金のうち 2,670,627 千円」に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正する。

| 事 項 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 建設改良積立金 | 2,307,521 | 363,106 | 2,670,627 |

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

令和4年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度さいたま市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| | | 支 出 | | (単位 千円) |
|-----|---------|------------|-----------|------------|
| 科 目 | | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 24,964,036 | 93,443 | 25,057,479 |
| 第1項 | 営業費用 | 22,654,776 | 93,443 | 22,748,219 |

令和4年9月7日 提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1589号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区今羽町

57番1、57番3、57番6、57番7、57番8、57番9、58番2、58番3、
58番4、58番5、58番6

（第二工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目2905番地3

中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎

3 許可番号

令和4年5月24日

第開-N2022016号

4 検査済証番号

令和4年10月27日

第完2N2022016号

さいたま市告示第1590号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中丸字上高井204番1、204番2、204番3、204番4、
204番5、204番6、204番7、204番8、204番9、204番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番2

株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和4年10月14日

第変-N2022036号

4 検査済証番号

令和4年10月27日

第完-N2022036号

さいたま市告示第1591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字末田字中組2203番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年5月20日
第開－N2022013号
- 4 検査済証番号
令和4年10月27日
第完－N2022013号

さいたま市告示第1592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中丸字上高井

205番1、205番4、206番1、206番3、206番7、206番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年 2月24日

第 開 - N2021163 号

4 検査済証番号

令和4年10月27日

第 完 - N2021163 号

さいたま市告示第1593号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年10月21日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計59台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 福岡県警12-か7252? | GC5K05891 | | |
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警21-214171872 | A21AF12570 | | |
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警18-8344521 | SNSD00363 | | |
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警20-201990548 | BC1718799 | | |
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警14-4124466 | F40145217 | | |
| 2022/10/17 | 武蔵浦和駅 | 不明 | 0S21F01183 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 埼玉県警20-201738873 | GZ9L06268 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 不明 | F201H78549 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 埼玉県警21-215081630 | GG1H29202 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 埼玉県警22-222771581 | V210207503 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 埼玉県警19-194853157 | STH020196 | | |
| 2022/10/17 | 西浦和駅 | 埼玉県警18-8115781 | A17AL96687 | | |
| 2022/10/18 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警21-214322102 | KAK0741215 | | |
| 2022/10/20 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警16-6413163 | B5K09413 | | |
| 2022/10/20 | 南浦和駅東口 | 栃木県警15-33336 | S9L61727 | | |
| 2022/10/20 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警20-205105204 | A20A119819 | | |
| 2022/10/20 | 西浦和駅 | 埼玉県警17-7141244 | A16A14?598 | | |
| 2022/10/21 | 東浦和駅 | 埼玉県警21-210259325 | G170314494 | | |
| 2022/10/21 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警18-8260998 | A18A?61758 | | |
| 2022/10/21 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警18-8123589 | FC7G01268 | | |
| 2022/10/21 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警21-212604216 | A20AK78406 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2022/10/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-210480897 | SKL80860 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅東口 | 北沢E-10199 | GG0L60201 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅東口 | 埼玉県警19-195246041 | T19F2655 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅東口 | 不明 | F130912864 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅西口 | 埼玉県警16-6217320 | A16AB33088 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅西口 | 不明 | K1B02554 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅西口 | 埼玉県警11-1060779 | 230C1972F | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-202002510 | SC974576 | | |
| 2022/10/17 | 大宮駅西口 | 埼玉県警21-212600520 | A21AE22504 | | |
| 2022/10/17 | 東大宮駅東口 | 埼玉県警21-211662557 | K36K12007 | | |
| 2022/10/18 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-192383986 | STA327685 | | |
| 2022/10/18 | 宮原駅東口 | 埼玉県警20-200561244 | STQGF09144 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅東口 | 不明 | SNJ348884 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅東口 | 埼玉県警14-4195600 | ND4A06810 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-213569538 | SVE021051 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-222371821 | J2010240362 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅西口 | 埼玉県警12-2005391 | TM1114999 | | |
| 2022/10/20 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-223361439 | G2X02763 | | |
| 2022/10/20 | 東大宮駅西口 | 不明 | B5A05578 | | |
| 2022/10/21 | 東大宮駅東口 | 兵庫県警H-139507 | G20YG64180 | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/18 | 浦和駅東口 | 埼玉県警16-6089268 | H6F33809 | | |
| 2022/10/18 | 浦和駅東口 | 埼玉県警18-8317477 | LDB31619 | | |
| 2022/10/20 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警20-203410760 | STTCF08453 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-213912240 | SVC000616 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅西口 | 埼玉県警19-195414130 | LJ17901183 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅西口 | 栃木県警01-66917 | 5B80908 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅西口 | 埼玉県警22-222496683 | 6H01704 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅西口 | 北沢D-52269 | J305900004 | | |
| 2022/10/21 | 浦和駅西口 | 埼玉県警21-211610654 | CCFD4489 | | |
| 2022/10/21 | 与野駅東口 | 不明 | ML20??? | | |
| 2022/10/21 | 与野駅西口 | 滝野川A-86722 | 76C7928 | | |

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|------------|----|----|
| 2022/10/17 | 岩槻駅 | 不明 | FJA0D86869 | | |
| 2022/10/18 | 岩槻駅 | 埼玉県警16-6371304 | A15AJ36728 | | |
| 2022/10/20 | 岩槻駅 | 埼玉県警20-201931797 | ZYL2016957 | | |
| 2022/10/20 | 岩槻駅 | 埼玉県警21-210021043 | SUL022196 | | |
| 2022/10/20 | 岩槻駅 | 埼玉県警15-5542871 | SPF059266 | | |
| 2022/10/21 | 岩槻駅 | 埼玉県警21-211418893 | VF20J00106 | | |
| 2022/10/21 | 岩槻駅 | 不明 | SSI034887 | | |

合計: 59台

さいたま市告示第1594号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年11月1日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|------------|----|-------|----|----|----|------------|-----------|-----|
| 10月 27日 | 犬 | 岩槻区釣上 | 雑種 | メス | 白黒 | 5～8歳 | 無 | |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1595号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更について認可したので、次のとおり公告する。

令和4年10月28日

さいたま市長 清水 勇人

1 組合の名称

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

自：平成29年3月17日

至：令和7年7月

3 施行地区

さいたま市大宮区桜木町二丁目の一部

4 事務所の所在地

さいたま市大宮区桜木町2丁目179番地

5 設立認可の年月日

平成29年3月17日

6 変更の認可の年月日

令和4年10月28日

さいたま市告示第1596号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道3090号線）」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較

価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査におい

て、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4365-111 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道3090号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区原町地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長345.5m 幅員5.2～5.9m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300）598m 横断暗渠（300×240）43m 角型集水ます（□500×H600）24基 舗装工 上層路盤211㎡ 下層路盤211㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1460㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4456-35 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 自転車通行環境整備工事（市道712号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区新都心地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 区画線工 溶融式区画線 白（実線15cm）69m（破線15cm）30m（矢印・記号・文字15cm）4m 区画線消去 削取り式269m 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工（矢羽根）154箇所 樹脂系滑り止め舗装工318㎡ 道路附属物工 路面標示シート設置29箇所 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|---------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-5208-23 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 2者による特定共同企業体 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（建築）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区宮町3丁目84番地 | | | | | | | |
| 履行期間 | 議会の議決を得たる日から令和6年8月30日まで | | | | | | | |
| 概要 | 屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 外部仕上改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事 外構改修工事 長寿命化改修（中性化対策等）工事 外 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 673,750,000円 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 代表構成員 | 建築工事業 S級 | | | | | |
| | | その他の構成員 | 建築工事業 S級又はA級 | | | | | |
| | | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | 代表構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | その他の構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| 施工実績等 | 代表構成員及びその他の構成員 | | | | | | | |
| | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|-------|--|

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|--|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-5208-24 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 2者による特定共同企業体 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区宮町3丁目84番地 | | | | | | | |
| 履行期間 | 議会の議決を得たる日から令和6年8月30日まで | | | | | | | |
| 概要 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 335,830,000円 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後1時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 代表構成員 | 管工事業 A級 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上 | | | | | |
| | | その他の構成員 | 管工事業 A級 | | | | | |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | 代表構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | その他の構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| 施工実績等 | 代表構成員及びその他の構成員 | | | | | | | |
| | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| 設計図書等 | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

| | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|---------------------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-5208-25 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 2者による特定共同企業体 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（建築）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5 | | | | | | | |
| 履行期間 | 議会の議決を得たる日から令和7年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 584,650,000円 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後1時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 代表構成員 | 建築工事業 S級 | | | | | |
| | | その他の構成員 | 建築工事業 S級又はA級 | | | | | |
| | | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | 代表構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | | その他の構成員 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | |
| | 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| 施工実績等 | 代表構成員及びその他の構成員 | | | | | | | |
| | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | | — | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-3385-6 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 大宮停車場大成線（駅前工区）道路整備工事（R4） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区桜木町1丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 土工一式 排水工一式 縁石工一式 舗装工一式 防護柵工一式 道路付属施設工一式 道路植栽工一式 付帯工一式 撤去工一式 安全管理工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 90,508,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区錦町682番地2 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所 電話 048-778-8462 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1597号

さいたま市の発注する「歩道整備工事（一般県道大間木蕨線）その1」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち

最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 歩道整備工事（一般県道大間木蔵線）その1 イ 産業道路天沼工区街路整備工事（R4-1）（2債） ウ 鴨川第40処理分区下水道工事（南建-R4-1001） エ 歩道改良工事（市道H55号線） |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4456-34 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 歩道整備工事（一般県道大間木蕨線）その1 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区東浦和7丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長625m 幅員20m 道路改良工 道路土工一式 排水構造物 街渠縦断管 982m 街渠260m 集水桝一式 構造物撤去工一式 舗装工 排水性舗装工6370㎡ アスファルト舗装工（歩道）4650㎡（車道）678㎡ 道路付属施設工一式 警察管路一式 照明管路一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4359-21 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 産業道路天沼工区街路整備工事（R4-1）（2債） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和6年1月31日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長400m 雨水貯留施設工 プレキャストボックス（□1800×1800）43m ポリエチレン管（PE管φ75）8m 箱型人孔（3000×2000）1箇所 点検口（φ900）1箇所 道路改良工 道路土工一式 路床安定処理（石灰系 t=45cm）6040㎡ 下層路盤（RC-40、t=40cm）6040㎡ 上層路盤（RM-40、t=40cm）5660㎡ 基層（再生粗粒度 As-20、t=10cm）5660㎡ 街渠縦断管（350×300）354m 集水桝34箇所 中央分離帯152m | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| | | 電話 048-829-1180 | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4487-27 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第40処理分区下水道工事（南建-R4-1001） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区鈴谷4丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年9月8日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長448.3m 管きょ工 鋼製さや管推進（φ200mm、塩ビ管）72.2m 低耐荷力管推進（φ200mm、塩ビ管）264.0m 開削（φ200mm、塩ビ管）112.1m 立坑工一式 マンホール工 組立1号マンホール13箇所 組立楕円マンホール1箇所 小型マンホール1箇所 取付管推進工 低耐荷力管推進（φ150mm、塩ビ管）2箇所 取付管工 取付管9箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 148,929,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4456-33 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 歩道改良工事（市道H55号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区元町2丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月17日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長1.1km 歩道幅員2.3m 道路土工一式 舗装工（車道）3580㎡（歩道）652㎡ 縁石工 歩車道境界ブロック442m 地先境界ブロック3m 排水構造物工 街渠縦断管116m スリット蓋281m グレーチング蓋11枚 横断暗渠27m 街渠柵15箇所 区画線土工一式 道路付属物設置土工一式 構造物撤去土工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1598号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R4市道3088号線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち

最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 道路修繕工事（R4市道3088号線） イ スマイルロード整備工事（R4市道イワ120号線） ウ スマイルロード整備工事（R4市道イワ101号線外） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 04-4365-114 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R4市道3088号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区城南1丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長269.7m 管路工 管路土工一式 開削（φ250mm、圧送管）269.7m マンホール工 沈設立坑工（φ2200）1箇所 排水構造物工 排水構造物土工一式 排水構造物工 集水桝（□500×H1500）1基（□1000×H1500）1基（□1000×H800）1基 長尺U形側溝（300×400）5m（300×300）5m 舗装工 透水性As（樹脂・消石灰入）1180㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 78,628,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-113 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道イワ120号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字大口地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長496.5m 幅員5.6～7.6m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×400、500、600）660m 横断暗渠（240×300、300×300）22m 角型集水ます（□500×H600、700、900）7基 舗装工 上層路盤（RM-40）212㎡ 下層路盤（RC-40）212㎡ 路面切削（平均切削厚 t=5cm）【夜間】1810㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm）【夜間】1790㎡ 表層（再生密粒度 As-20、t=5cm）【夜間】1800㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後3時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-112 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道イワ101号線外） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長540.4m 幅員8.0m、1.8～2.6m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工（300×300）582m 集水ます（□500、深550）5箇所 横断暗渠（300×240）23m 舗装工 下層路盤（RC-40）689㎡ 上層路盤（RM-40・C-30）689㎡ 表層工（透水性As（樹脂・消石灰入）t=5cm）500㎡（再生密粒度As、t=5cm）2130㎡ 切削オーバーレイ（平均切削深さt=12cm、再生粗粒度As、t=7cm）2120㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月17日（木）午前9時から 令和4年11月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月22日（火）午前9時から 令和4年11月24日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月25日（金）午後3時10分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月21日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|--|-------------------------------------|
| | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|--|-------------------------------------|

さいたま市告示第1599号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道4353号線外）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち

最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア スマイルロード整備工事（R4市道4353号線外） イ スマイルロード整備工事（R4市道2706号線外） ウ スマイルロード整備工事（R4市道1510号線） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-119 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道4353号線外） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字黒谷地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長204m 幅員6.0～6.6m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300）357m 角型集水ます（□500、深550）8箇所 横断暗渠（300×240）18m 塩ビ管（VU-250）11m 舗装工 下層路盤（RC-40、t=26cm）120㎡ 上層路盤（C-30、t=14cm）120㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1070㎡ | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-120 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道2706号線外） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字掛地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長258.6m 幅員5.1～6.9m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工 (300×300)222m (300×400)9m 車道用横断仕様Z付(深300)36m 舗装工 下層路盤(RC-40)80㎡ 上層路盤(RM-40)80㎡ 不陸整形(RM-40、平均t=4cm)744㎡ 表層工(再生密粒度As、t=5cm)1679㎡ 基層工(再生粗粒度As、t=5cm)802㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|--|-------------------------------------|
| | さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |
|--|-------------------------------------|

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 04-4365-121 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R4市道1510号線） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字表慈恩寺地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長170.3m 幅員4.9m~10.3m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）282m 横断側溝（深300）35m 角型集水桝（□500、深550）3箇所 横断暗渠（300×240）11m 切回し側溝（逃げ400、600）4箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）312㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）312㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1070㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年11月10日（木）午前9時から 令和4年11月14日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年11月15日（火）午前9時から 令和4年11月16日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年11月17日（木）午後3時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月31日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月31日（月）午前9時から 令和4年11月9日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年11月14日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

| | |
|-------|--|
| | 電話 048-646-3223 |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 |

さいたま市告示第1600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区大字大谷口字細野785番1、785番4、785番5、785番6、785番7、785番8、785番9、785番10、785番11、785番12、785番13、785番14、785番15、785番16、785番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15-16

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和4年6月9日

第 開 - S 2 0 2 2 0 1 1 号

4 検査済証番号

令和4年10月28日

第 完 - S 2 0 2 2 0 1 1 号

さいたま市告示一覧（令和4年10月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1610号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1611号

さいたま市市有地等境界確認要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市有地等境界確認要綱の一部を改正する告示

さいたま市市有地等境界確認要綱（平成13年さいたま市告示第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(境界確認)</p> <p>第9条 市長は、境界確認協議の結果、境界が確定した場合は、市有地等境界確認協議同意書（様式第4号。以下「同意書」という。）に、原則として立会人全員の署名を得て、申請書とともに保管するものとする。</p> <p>2 市長は、境界確認協議の結果を境界確認報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に記載し、申請書とともに保管するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(境界確認図)</p> <p>第12条 市長は、境界確認協議の結果をもとに、境界確認図を作成し、申請書とともに保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(境界確認証明書の交付)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、証明書の交付を終えた証明申請書に、<u>現地確認した境界確認図又は道水路台帳図等を添付し、保管するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(境界確認済証明書の交付申請)</u></p> <p><u>第16条 境界確認協議を受けた自己所有の土地について、境界確認済証明を受けようとする者は、市有地等境界確認済証明書交付申請書（様式第10号。以下「確認済証明申請書」という。）に必要事項を記載し、正・副2部を市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 確認済証明申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;">(境界確認)</p> <p>第9条 市長は、境界確認協議の結果、境界が確定した場合は、市有地等境界確認協議同意書（様式第4号。以下「同意書」という。）に、原則として立会人全員の署名を得て、申請書とともに<u>永久に保管するものとする。</u></p> <p>2 市長は、境界確認協議の結果を境界確認報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に記載し、申請書とともに<u>永久に保管するものとする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(境界確認図)</p> <p>第12条 市長は、境界確認協議の結果をもとに、境界確認図を作成し、申請書とともに<u>永久に保管するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(境界確認証明書の交付)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、証明書の交付を終えた証明申請書に、<u>現地確認した境界確認図又は道水路台帳図等を添付して、永久に保管するものとする。</u></p> |

- (1) 第4条第1号から第3号までに規定する書類
- (2) 境界確認図等（境界確認済証明を受けようとする土地の官民境界を朱記したもの）
- (3) 代理人選任届出書又は委任状（代理人を選任した場合又は委任した場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確認済証明書の交付）

第17条 市長は、確認済証明申請書が提出された場合は、第5条第1項に規定する事項を審査し、適当であると認めるときは、市有地等境界確認済証明書交付申請書受付簿に記載するものとする。

2 市長は、前項の受付簿に記載した場合は、市有地等の境界を管理する境界確認図等を参考にして、市有地等境界確認済証明書（様式第11号。以下「確認済証明書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の境界確認図等の調査の結果、申請地に確認済証明書を交付することができない事項を発見した場合は、その旨を申請者又は代理人に連絡し、確認済申請書等の補正を行うよう指示するものとする。ただし、補正の指示をしても3月間連絡のないものについては、申請を棄却するとともに、市有地等境界確認済証明書交付申請書棄却通知書（様式第12号）に確認済証明申請書の副本を添付して、申請者又は代理人に通知するものとする。

4 市長は、証明の交付を終えた確認済証明申請書を保管するものとする。

（確認済証明申請の特例）

第18条 自己所有の土地について確認済証明書の交付を受けようとする者で、当該土地（以下「確認済証明申請地」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確認協議を受けずに確認済証明申請書を市長に提出することができるものとする。

- (1) 確認済証明申請地が接する市有地等の境界が、その土地の過去の境界確認協議（旧境界査定又は境界明示を含む。以下この号において同じ。）又は他の土地の境界確認協議により既に確認されており、かつ、境界確認図等が存在する場合
- (2) 確認済証明申請地が接する市有地等の境界が、道水路台帳整備により既に確認されている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が申請を認めた場合

(取下げ)

第19条 市長は、境界確認済書又は証明書若しくは確認済証明書の交付前に、境界確認又は証明書若しくは境界確認済証明書の交付を申請した申請者又は代理人から、取下げ書(様式第13号)の提出があった場合には、境界確認協議又は現地調査若しくは境界確認図等の調査を取り止めるものとする。

2 [略]

3 前2項の場合、取下げの対象となった申請書又は証明申請書若しくは確認済証明申請書は、提出された取下げ書を添付して保管し、申請者又は代理人に申請書又は証明申請書若しくは確認済証明申請書の副本に取下げ印を押印して返却するものとする。

(申請書の保管)

第20条 市長は、次に掲げる申請書又は証明申請書を境界確認索引簿に記載し、保管するものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 確認済証明書を交付した確認済証明申請書

(4) 第9条第3項又は第14条第3項若しくは第17条第3項の規定により棄却した申請書又は証明申請書若しくは確認済証明申請書

(5) 第19条第1項の規定により取下げとなった申請書又は証明申請書若しくは確認済証明申請書

(手数料の納付)

第21条 第13条第1項又は第16条第1項の申請をしようとする者は、さいたま市事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第69号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならないものとする。

様式第1号(第2条関係)

市有地等境界確認申請書

[略]

代理人選任届出書

[略]

代理人 住 所 _____
氏 名 _____

(取下げ)

第16条 市長は、境界確認済書又は証明書の交付前に、境界確認又は境界確認証明書の交付を申請した申請者又は代理人から、取下げ書(様式第10号)の提出があった場合には、境界確認協議又は第14条第2項の現地確認を取り止めるものとする。

2 [略]

3 前2項の場合、取下げの対象となった申請書又は証明申請書は、提出された取下げ書を添付して永久に保管し、申請者又は代理人から申請書又は証明申請書の返却を求められた場合は、申請書又は証明申請書の副本に取下げ印を押印して返却するものとする。

(申請書の保管)

第17条 市長は、次に掲げる申請書又は証明申請書を境界確認索引簿に記載し、永久に保管するものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 第9条第3項又は第14条第3項の規定により棄却した申請書又は証明申請書

(4) 第16条第1項の規定により取下げとなった申請書又は証明申請書

(手数料の納付)

第18条 第13条第1項の申請をしようとする者は、さいたま市事務手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならないものとする。

様式第1号(第2条関係)

市有地等境界確認申請書

[略]

代理人選任届出書

[略]

代理人 住 所 _____
氏 名 _____

生年月日 _____

様式第6号(第9条関係)

[略]

境界確認申請棄却通知書

[略]

上記のとおり提出された申請書による境界確認協議については、次の理由により不調となりましたので、申請書の副本を返却するとともに、本書をもって協議の終了を通知します。

[略]

様式第7号(第13条関係)

市有地等境界確認証明書交付申請書

[略]

代理人選任届出書

[略]

住 所 _____
代理人 氏 名 _____

様式第9号(第14条関係)

[略]

境界確認証明書交付申請棄却通知書

[略]

上記のとおり提出された市有地等境界確認証明書交付申請書については、次の理由により、申請書の副本を返却するとともに、本書をもって申請の棄却を通知します。

[略]

様式第6号(第9条関係)

[略]

境界確認申請棄却通知書

[略]

貴殿より提出された申請書による境界確認協議については、次の理由により不調となりましたので、申請書の副本を返却するとともに、本書をもって協議の終了を通知します。

[略]

様式第7号(第13条関係)

市有地等境界確認証明書交付申請書

[略]

代理人選任届出書

[略]

住 所 _____
代理人 氏 名 _____
生年月日 _____

様式第9号(第14条関係)

[略]

境界確認証明書交付申請棄却通知書

[略]

貴殿より提出された市有地等境界確認証明書交付申請書については、次の理由により、申請書の副本を返却するとともに、本書をもって申請の棄却を通知します。

[略]

様式第9号の次に次の3様式を加える。

様式第10号（第16条関係）

市有地等境界確認済証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

（土地所有者）

電話番号 _____

住 所 _____

代理人 氏 名 _____

電話番号 _____

次の土地と隣接する市有地等との境界を確認したので、別添図面（朱線部分）のとおり境界確認済証明書の交付を申請します。

| | |
|------|-----------------|
| 申請地 | さいたま市 番 ほか 筆 |
| 申請理由 | |

（注）

年 月 日

代 理 人 選 任 届 出 書

(宛先) さいたま市長

住 所 _____

申 請 者
(土地所有者)

氏 名 _____

私は下記のことを代理人と定め、さいたま市 番
先の市有地等との境界について 市有地等境界確認済証明書交付 申請手続きを
依頼したので通知します。

記

住 所 _____

代 理 人

氏 名 _____

様式第11号（第17条関係）

第 号
年 月 日

市有地等境界確認済証明書

住所
氏名 様

さいたま市長



年 月 日付けで提出された市有地等境界確認済証明書交付申請書にか
かる次の土地は、別添図面（朱線部分）のとおり境界確認済であることを証明する。

（ただし、直近の寄附行為等により線形が変更されたものについてはこの限りでは
ない。）

| | |
|---------|---------|
| 申請地 | さいたま市 番 |
| 道路・水路番号 | |
| 備考 | |

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------|-----------------------|
| 様式第13号（第19条関係） [略] | 様式第10号（第16条関係） [略] |

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。